

写

決 定 書

異議申出人 加陽 麻理布

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、公職選挙法（以下「公選法」という。）第206条第1項に基づき、令和元年5月28日付異議申出書（以下「本件異議申出書」という。）をもって提起された同月26日執行の足立区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、足立区選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

申出人による本件異議申出の趣旨は、本件選挙における当選人中島こういちろうの当選を無効とするとの決定を求めるというものである。

2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のように解される。

- (1) 公選法第10条第1項第5号の規定は、憲法第15条第1項に違反し無効である。
- (2) 公選法第10条第1項第5号の規定は、憲法第22条第1項に違反し無効である。
- (3) 足立区長や足立区職員はその職に就くにあたり、引き続き3か月以上足立区の区域内に住所を有すること（以下「住所要件」という。）を必要としないが、足立区議会議員だけが住所要件を必要とする合理的理由がない。
- (4) 公選法第10条第1項第5号は、前記（1）及び（2）のとおり憲法に違反

し無効であるため、本件選挙において申出人の氏名を記載した投票5, 548票は有効として申出人を当選人とし、当選人中島こういちろうの当選の効力を無効とする決定をすべきである。

決 定 の 理 由

令和元年6月3日、当委員会は、本件異議申出書が形式的要件を備えた適法なものであると認め、これを受理した。

当委員会は、同月12日、第5回足立区選挙管理委員会臨時会を開催し、本件異議申出について審理を行った。

審理の結果は、以下のとおりである。

1 前提事実

- (1) 本件選挙においては、定数45名に対し申出人を含む57名が立候補した。
- (2) 本件選挙は、令和元年5月19日に告示され、同月26日に執行された。翌27日に行われた開票の結果、選挙会は、中島こういちろう候補の得票数を2,955票とし、中島こういちろう候補を最下位(第45位)当選人と決定した。
- (3) 選挙長は、申出人が本件選挙の投票日である令和元年5月26日の3か月前である平成31年2月26日から投票日までの3ヵ月間引き続いて足立区の区域内に住所を有しておらず、本件選挙の時点で住所要件を欠くとして、申出人は本件選挙において公選法第10条第1項第5号、第9条第2項が定める被選挙権を有しなかったと判断した。
そこで、選挙長は、本件選挙の開票において、選挙立会人の意見を聞いた上で、申出人の氏名を記載した投票5, 548票は公選法第68条第1項第5号の「被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの」に当たるものとして、これを無効とすることを決定し、申出人の得票数を0票とした。
- (4) 申出人は、申出人が足立区の区域内に居住しておらず、本件選挙において住所要件を欠くことを認めている(本件異議申出書3(5))。

2 決定理由

- (1) 申出人は、公選法第10条第1項第5号の規定は、憲法第15条第1項に違反し無効であると主張する。
しかし、憲法第15条第1項は、その文言上、市区町村の議会の議員の選挙において、当該市区町村の区域外に住所を有する者に被選挙権を保障していると解することはできない。
- (2) また、申出人は、公選法第10条第1項第5号の規定は、憲法第22条第1項

に違反し無効であると主張する。

しかし、憲法第22条第1項は、明文で「公共の福祉に反しない限り」と規定しており、市区町村の議会の議員の選挙における被選挙権について、当該市区町村の区域内に住所を有する者に被選挙権を認めることを否定する趣旨ではないと解される。

(3) さらに、申出人は、足立区長及び足立区職員には住所要件がないにもかかわらず、足立区議会議員だけが住所要件を必要とする合理的理由がないと主張するが、かかる主張に理由がないことは前記(1)及び(2)から明らかである。

(4) 以上のとおりであるから、申出人の主張はいずれも理由がなく、主文のとおり決定する。

令和元年6月17日

足立区選挙管理委員会

委員長 篠原守宏

(教示)

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

これは謄本である。

令和元年6月17日

足立区選挙管理委員会

委員長 篠原守宏